ナバ開発株式会社　一般事業主行動計画

当社では、従業員がその能力を発揮できるよう、仕事と生活が調和された「ワークライフバランス」を目指し、長期的に働きやすい労働環境の整備を行うため、次のように「一般事業主行動計画」を策定する。

1. 計画期間　　令和７年７月１日　～　令和１２年６月３０日
2. 内容

目標１：労働者が男女問わず育児休業や育児休暇を取得しやすい職場環境の整備を目指す。 育児休業取得率（対象者の女性取得率 100％維持、男性取得率 50％以上）

＜対策＞

●令和７年 11 月１日～
　管理職を対象に育児休業・子の看護等休暇に関する法律の研修を実施し意識向上を図る。

●令和８年１月１日～
・全従業員を対象に育児休業関連法改正内容含め説明会を開催し周知することで、対象者が取得しやすい環境を整える。

●令和８年３月１日～
・育児休業法改正により対象となる従業員に個別に面談を実施し周知することで取得を促す。

1. 計画期間　　令和７年７月１日　～　令和１２年６月３０日
2. 内容

目標２：年次有給休暇取得促進措置の実施 （前年度有給休暇取得日数プラス１日以上の取得）

＜対策＞

●令和７年１０月１日～
・前年の年次有給休暇取得実績日数を基に、前年より年次有給休取得促進のため、管理職に個人ごとの取得状況を共有し、取得促進への意識向上を図る。閑散期を利用し有給休暇の取得を促す。

●令和８年１月１日～
・有給休暇の取得促進のため、年間 5 日以上のホテル全館休館日を設定する。

1. 計画期間　　令和７年７月１日　～　令和１２年６月３０日
2. 内容

目標３：働き方の見直しによる時間外労働の削減 （フルタイム労働者 年間平均時間外労働 前年度マイナス 5 時間）

＜対策＞

●令和７年１１月１６日～
・時間外労働削減に向け、個人ごとに月２日以上のノー残業デーを設定する。

●令和７年１２月１６日～
・業務内容やシフト作成見直しにより、長時間労働の抑制を図る。

●令和８年３月１６日～
・時間外労働の指示を上長がすることを明確化し、管理を厳格化する。